

# 第2回幕別町議会臨時会

## 議事日程

令和2年第2回幕別町議会臨時会  
(令和2年6月2日 10時05分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
8 荒 貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子
- 日程第2 会期の決定  
（諸般の報告）  
行政報告（町長）
- 日程第3 報告第2号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第4 報告第3号 令和元年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第44号 工事請負契約の締結について（幕別町防災行政無線システム整備工事（その1））
- 日程第6 議案第45号 工事請負契約の締結について（幕別町防災行政無線システム整備工事（その2））
- 日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について（幕別町防災行政無線システム整備工事（その3））
- 日程第8 議案第47号 財産の取得について（パソコン端末）
- 日程第9 議案第48号 財産の取得について（財務会計システム）
- 日程第10 議案第49号 財産の取得について（メールサーバー）

# 会議録

令和2年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和2年6月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月2日 10時05分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子  
1 石川康弘      2 小田新紀      3 内山美穂子      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 若山和幸      7 岡本真利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子  
11 田口廣之      12 谷口和弥      13 芳滝 仁      14 千葉幹雄      15 小川純文  
16 藤原 孟      17 東口隆弘
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 菅野勇次      企 画 総 務 部 長 山岸伸雄  
住 民 福 祉 部 長 細澤正典      経 済 部 長 岡田直之  
建 設 部 長 笹原敏文      会 計 管 理 者 合田利信  
忠類総合支所長 川瀬吉治      札 内 支 所 長 原田雅則  
教 育 部 長 山端広和      政 策 推 進 課 長 白坂博司  
総 務 課 長 佐藤勝博      地 域 振 興 課 長 亀田貴仁  
糠内出張所長 天羽 徹      防 災 環 境 課 長 寺田 治  
土 木 課 長 小野晴正
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 萬谷 司      課長 半田 健      係長 遠藤寛士
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
8 荒 貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子

# 議事の経過

(令和2年6月2日 10:05 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） おはようございます。

本町議会では、6月から9月までの間、幕別町環境宣言に基づき、クールビズに取り組むこととしています。各議員におかれましては、実施期間中、適宜対応されますようお願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番荒議員、9番酒井議員、10番野原議員を指名いたします。

## [会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

## [諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配布してあります。

これで、諸般の報告を終わります。

## [行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、幕別ライオンズクラブ創立50周年に伴う記念品の寄贈について及び前回5月15日に行政報告をさせていただきました以後の新型コロナウイルス感染症に係る対応等についてご報告をさせていただきます。

はじめに、幕別ライオンズクラブ創立50周年に伴う記念品の寄贈について申し上げます。

幕別ライオンズクラブは、昭和45年に、北海道で123番目、十勝で16番目の組織として結成され、本年度創立50年を迎えられます。

この半世紀の間、歴代の会長をはじめ、会員の皆さまのたゆまぬご努力により、地域に根差した社会奉仕活動を多方面にわたって取り組まれてまいりました。

ライオンズクラブでは、創立50年を迎える本年を未来に向かって新たな第一歩を踏み出す大きな節

目と位置付け、50周年記念事業の一環として、町に対してナウマン象の復元模型寄贈の申出があったところであります。

ライオンズクラブが創立された昭和45年は、くしくも忠類晩成においてナウマン象の化石骨が発掘された年であり、その後のナウマン象をテーマとした新たな村づくりの歴史を歩み始める年でもありました。

幕別町と忠類村が合併して早いもので15年目を迎えますが、一方では、北海道で唯一、忠類で見えられたナウマン象の足跡が、約12万年前の太古の北海道を知る上で極めて高い学術的価値を持つ財産であり、忠類のかけがえのない貴重な宝であることが、町民の記憶から薄れつつあります。

このため、町では昨年、このようなすばらしい価値を町民の皆さんに再認識していただくため、化石骨発見50周年記念事業を実施したところであり、今回、ナウマン象の復元模型を寄贈していただくことにより、さらなる認識の浸透が図られるものと期待するところであります。

なお、寄贈される復元模型は、忠類ナウマン公園に設置されているナウマン象と同じ物が製作されることとなっており、設置場所につきましては、スマイルパーク内のフラワーガーデン南側を考えております。

次に、新型コロナウイルスの対応等について申し上げます。

5月14日、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、感染の状況、医療提供体制、検査体制の3つについて、「直近1週間の10万人あたり累積新規感染者数が0.5人未満程度」など、具体的な数値等を盛り込んだ緊急事態宣言解除の客観的基準が示され、国はこの基準に照らし、特定警戒都道府県のうち北海道など8都道府県を除く39県について緊急事態宣言を解除したところであります。

さらに、残る8都道府県についても、専門家による再評価を基に、5月21日には大阪府ほか2府県で、25日には残る5都道府県の解除がなされたところであり、この際、北海道及び神奈川県においては直近1週間の10万人あたり累積新規感染者数は基準を上回っているものの、医療提供体制の状況等総合的な判断から解除が妥当として、5月31日の期限を待たずに全都道府県で緊急事態宣言が解除されたところであります。

また、この間、北海道でも独自に、各種施設等に対する休業要請等の見直しを判断する基準として、「1日の新規患者数10人以下」「1日の濃厚接触者等以外での新規患者数3人以下」「入院者数250人以下」の3つの基準を公表しており、この基準に照らし、5月25日以降、石狩振興局管内以外の地域については、一部の遊興施設及び運動・遊戯施設を除き休業要請等が解除となり、本町におきましてもこうした動向を踏まえ、屋内外を問わず、原則全ての公共施設について、5月26日から順次再開いたしました。

施設等の再開に当たり、屋内施設については、当分の間、収容率や人数上限を設定するとともに、利用の際には感染症発生時にリンクを迫えるよう、氏名、連絡先等を記載した連絡票の提出をお願いするほか、手洗い等適切な感染防止対策を講じていただくよう、注意喚起のチラシを掲示するなどした上で、開所・開館したところであります。

なお、認可保育所及びへき地保育所、学童保育所については、5月31日までの日曜日と祝日を除く日で、共働き家庭等の保育が必要な家庭の就労支援等を目的に限定開所とし、6月1日から、手洗いの励行や検温など感染症対策を徹底した上で、通常どおりの保育を行っております。

また、小中学校については、5月18日から分散登校を実施し、週ごとに登校回数を増やすなど段階的に学校教育活動を再開できるよう準備してまいりましたが、5月25日の緊急事態宣言解除を受け、5月26日付北海道教育委員会教育長通知により、6月1日からマスクの着用など必要な感染症対策を実施した上で、学校を再開するとともに、幼稚園についても、学校休業期間中は家庭内で保育することが困難な場合の利用に限定しておりましたが、学校再開に合わせて6月1日から通常どおり保育を行っております。

次に、「特別定額給付金」の支給状況について申し上げます。

申請書受理件数につきましては、5月末現在、オンライン申請が164世帯、郵送申請が1万76世帯、窓口申請が956世帯の合計1万1,196世帯となっており、このうち7,702世帯、金額にして16億7,820万円が既に支給済みとなっております。

なお、本町における対象世帯数1万2,537世帯に対して89.3%が申請済みとなっておりますが、引き続き申請忘れのないよう、広報6月号で申請方法等に係る特集記事を掲載したほか、町ホームページ、SNS等を通じて周知を図るとともに、申請書受理後には速やかに支給を行うよう、事務に当たってまいりたいと考えております。

次に、緊急経済対策の対応状況について申し上げます。

5月末現在の状況となりますが、「頑張る事業者応援事業」につきましては、申請書受理件数51件のうち支給済みは29件、870万円となっており、「飲食店・ホテル等緊急支援事業」につきましては、申請書受理件数56件のうち支給済みは38件、380万円となっております。

次に、スーパープレミアム付商品券発行事業につきましては、幕別町商工会において、購入申込期間を6月1日から6月12日まで、商品券の使用期間を7月1日から9月30日とすることで、事業を開始しているところであります。

なお、経済対策については、今後も国の2次補正に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町民に限定した町内宿泊施設宿泊費用助成のほか、就学援助及び修学支援資金について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減少した世帯についての再認定を行うなど、さらなる対策について現在準備を進めているところであります。

今後におきましても、国や北海道など関係機関から情報収集を行うほか、緊急事態宣言に伴い設置した「幕別町新型コロナウイルス感染症対策本部」について、本町では任意で引き続き設置することとし、感染拡大防止の徹底と地域経済への影響を最小限とすべく、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第2号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第2号、専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

専決処分第6号であります。

損害賠償の額の決定及び和解について、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、令和2年5月27日付で専決処分を行ったものであります。

「1理由」は、令和2年3月11日午前7時45分頃、幕別町札内桜町50番地9付近のアパート駐車場に面して敷設している町道桜町4号通において、圧雪状態の当該車道に、前日夕刻に施した排水用の溝に相手方が運転する車両の前輪がはまり、相手方車両のフロントバンパーを破損する事故が発生したことから、これに対する物的損害を相手方に賠償し、和解するものであります。

「2損害賠償額」は、14万1,900円であります。

「3損害賠償及び和解の相手方」は、町内在住の女性であります。

「4損害賠償及び和解の内容」は、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないとするものであります。

このたびの事故は、前日の降雨で冠水防止のために町が行った排水処理において、町道の圧雪を掘

削してできた溝の埋め戻しを周辺の雪で行ったことが不適切であり、さらに作業後の安全対策が不十分であったことが原因でありますことから、事故の相手方に対しまして、また町民の皆さまに対しまして、大変申し訳なく、心からおわび申し上げます。

業務遂行上の過失に起因する事故でありますことから、加入しております全国町村会総合賠償補償保険の保険給付の対象になるものであります。作業後の危険予知と安全対策を十分に講じていれば、防ぐことのできた事故であります。

今回担当した職員と管理職員に対しては、今後、同様な事故が発生することがないように、適正・的確な道路の維持管理と安全対策を実践し、職務を遂行するよう厳しく指導したところであります。

今後におきましても、これまで以上に、細心の注意を払いながら、町民の皆さまから信頼される行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号、令和元年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第3号、令和元年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

地方自治法第213条の規定により、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用することができるとされております。

翌年度に繰り越した当該経費については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額と財源内訳を示した繰越計算書を翌年度の5月31日までに調製し、次の議会において報告しなければならないとされております。

今回、報告いたしますのは、本年第1回定例会において、繰越明許費に設定いたしました6款農林業費の「中里道営農地整備事業負担金」以下9事業で、事業ごとの繰越額と財源内訳は、繰越計算書に記載のとおりであります。

9事業の繰越額の合計は3億9,970万1,000円で、そのうち一般財源の総額は4,926万1,000円であります。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第5、議案第44号から日程第10、議案第49号までの6議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 5、議案第 44 号から日程第 10、議案第 49 号までの 6 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 5、議案第 44 号、工事請負契約の締結についてから日程第 7、議案第 46 号、工事請負契約の締結についてまでの 3 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 44 号から議案第 46 号の工事請負契約の締結について一括して提案理由をご説明申し上げます。

一括してご説明いたします 3 議案は、いずれも幕別町防災行政無線システム整備工事に係る契約の締結についてであります。

3 つの契約が、それぞれ、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に規定する、予定価格が 5,000 万円以上の工事に係る契約でありますことから議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

はじめに、幕別町防災行政無線システム整備工事の概要についてご説明いたします。

議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

防災行政無線は、電話網の断線リスクやふくそうによる通信規制を伴わない、独自の自営無線局として、災害等非常時をはじめ、平時においても迅速かつ的確なプッシュ型の情報発信が可能なシステムであります。

災害に強い、安全・安心なまちづくりの推進のため、町内の全世帯で防災行政無線を利用することができるよう、送信局や基地局の設置と町民の皆さまへ貸与するため、合計 1 万 2,000 台の個別受信機、いわゆる、防災ラジオの取得など、所要の整備を包括的に行おうとするものであります。

地図上に丸印で表示のとおり、送信局として役場本庁舎と忠類総合支所を、黒三角印で表示の豊岡基地局、札内基地局、丸山基地局を中継基地局として位置付け、加えて津波対策として、図面の下になりますけれども、晩成屋外拡声局を設け、幕別町全域に防災行政無線の電波が行き渡るよう、整備を行うものであります。

太い点線で、その 1 工区からその 3 工区を表示しております。役場本庁舎と豊岡基地局を含むエリアをその 1 工区、札内基地局を含むエリアをその 2 工区、忠類総合支所遠隔操作局と丸山基地局、晩成屋外拡声局を含むエリアをその 3 工区と位置付けております。

2 ページをご覧ください。

戸別受信機は、町が災害等の情報を発信した際に、自動でシステムが立ち上がり、音声でお知らせする機能に加え、平時においても、ラジオとして利用できるものであります。

受信機の主な機能についてご説明いたします。

右上から順にご説明いたします。

「電源確認機能」であります。

予期せずコンセントから電源ケーブルが抜けてしまった場合でも、LED ライトが点灯し、音声メッセージが流れます。

次は「乾電池の残量低下告知」機能であります。

乾電池の残量が低下した際は、乾電池残量ランプの点滅表示に加え、液晶画面でのメッセージ表示と音声メッセージにてお知らせいたします。

次は「録音」機能であります。

放送内容の聞き逃し対策として自動録音の機能を備えており、1 件当たり 3 分まで、最大 30 件まで録音が可能であります。

次は「電源アダプター」であります。

電源は、通常、室内のコンセントから AC アダプターで使用可能ですが、携帯電話などのモバイルバッテリーからの供給も可能であります。

次は「ライト」です。

停電などでコンセントからの電源供給が絶たれた場合には、自動で LED ライトが 3 分間点灯する機能を備えております。

左上をご覧ください。

「ラジオ」のスイッチであります。ラジオの入り・切りを音声でもお知らせします。

次は「大型液晶表示」機能であります。

中央の液晶モニターでは、AM/FM ラジオ局の表示、乾電池交換のお知らせや保存メッセージの件数などが表示されます。

「再生ボタン」の次は「乾電池」であります。

乾電池は、単 1 型と単 3 型のどちらでも使用が可能で、停電時においては電池の備蓄状況に応じて、使い分けが可能となるよう配慮されております。

このほか、機器の操作ボタンには、文字表示のほかに点字表示が施され、視覚障がい者の方への配慮もなされております。

以上が、幕別町防災行政無線システム整備工事の概要であります。

続きまして、議案に沿いまして、それぞれの工区の契約内容についてご説明いたします。

議案書の 4 ページ、議案説明資料の 3 ページをお開きください。

議案第 44 号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の 4 ページをご覧ください。

1、契約の目的は、幕別町防災行政無線システム整備工事（その 1）であります。

2、契約の方法、3、契約の金額、4、契約の相手方であります。

令和 2 年 5 月 20 日に、大上・川岸経常建設共同企業体、滝上・北口経常建設共同企業体、十勝・相互経常建設共同企業体の 3 企業体により指名競争入札を執行いたしましたところ、1 億 9,778 万円をもちまして、大上・川岸経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町本町 35 番地 1、株式会社大上電気工業代表取締役、大上真一氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和 3 年 3 月 25 日までと定めております。

議案説明資料の 3 ページをご覧ください。

先ほど、概要で説明をいたしました「その 1 工区」に係る整備工事であります。

役場本庁舎に送信局を、豊岡地区に北海道開発局所有の無線施設の一部をお借りして、基地局を設置するものであります。

役場本庁舎には、右側下段に記載のとおり、各中継基地局用の無線設備 6 基と情報の送受信操作に必要な親局設備と統制局設備をそれぞれ 1 台、電波の送信状況を監視する地図表示モニターを 1 基整備し、これに併せて、先ほど説明いたしましたラジオ機能付の戸別受信機 4,000 台と移動無線機 18 台を整備するものであります。

役場本庁舎に整備する親局は、操作によって入力された文章を音声合成ソフトにより機械音声で送信する機能のほか、メッセージや音源を選択し、放送時刻を指定した自動プログラム放送、J アラートなどの緊急放送を割り込み放送する優先放送機能、屋外拡声局の動作状態やシステム稼働状況等の運用状況を地図表示モニターに表示することができるシステムであります。

加えて、統制局として、各移動無線局の戸別呼出しやグループ呼出しをはじめ、移動無線機を利用しての双方向通信が可能でありますことから、災害時においては、忠類総合支所や札内支所、各避難所との連絡通信が可能であります。

役場本庁舎の屋上には、右上に記載のとおり 2 本の支柱に各基地局へ向けてアンテナ 6 基、豊岡基地局には地上高 40 メートルの鉄塔に、図面では重なっていることから 2 基の表示となっております。

が、アンテナ3基を、基地局内に無線装置を設置することにより、幕別本町地域と南幕別方面に電波を発信し、当該エリア内の戸別受信機から情報が流れる仕組みであります。

次に、議案第45号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

1、契約の目的は、幕別町防災行政無線システム整備工事（その2）であります。

2、契約の方法、3、契約の金額、4、契約の相手方であります。

令和2年5月20日に、大上・川岸経常建設共同企業体、滝上・北口経常建設共同企業体、十勝・相互経常建設共同企業体の3企業体により指名競争入札を執行いたしましたところ、1億2,573万円をもちまして、滝上・北口経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町札内あかしゃ町59番地21、滝上電気工業株式会社代表取締役、瀧上富雄氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和3年3月25日までと定めております。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

先ほど、概要で説明いたしました「その2工区」に係る整備工事であります。

札内南コミュニティセンター敷地内に札内基地局を設置するものであります。

中央部に記載のとおり、敷地内の48平方メートル内に無線設備を備えた札内基地局局舎のほか、高さ15メートルの支柱にアンテナ2基と非常用発電機を設置し、これに併せて戸別受信機4,000台を整備するものであります。

札内基地局は、役場本庁舎から受信した電波を中継して、札内市街、途別、古舞方面に電波を発信し、当該エリア内の戸別受信機から情報が流れる仕組みであります。

次に、議案第46号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

1、契約の目的は、幕別町防災行政無線システム整備工事（その3）であります。

2、契約の方法、3、契約の金額、4、契約の相手方であります。

令和2年5月20日に、大上・川岸経常建設共同企業体、滝上・北口経常建設共同企業体、十勝・相互経常建設共同企業体の3企業体により指名競争入札を執行いたしましたところ、1億3,860万円をもちまして、十勝・相互経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町宝町85番地、株式会社十勝電設代表取締役、小林喜己氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和3年3月25日までと定めております。

議案説明資料の5ページをご覧ください。

先ほど、概要で説明をいたしました「その3工区」に係る整備工事であります。

忠類総合支所に遠隔操作局を、加えて、丸山基地局、晩成屋外拡声局を設置するものであります。

右側に記載のとおり、元忠類の丸山の山頂部72平方メートルに無線設備を備えた丸山基地局局舎のほか、高さ25メートルの支柱にアンテナ3基と非常用発電機を整備し、これに併せて戸別受信機4,000台を整備するものであります。

また、津波被害が想定される晩成地区には、屋外拡声局1基を整備するものであります。

丸山基地局は、役場本庁舎から受信した電波を中継して、忠類地域全域、駒島、中里方面に電波を発信し、当該エリア内の戸別受信機から情報が流れる仕組みであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第44号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第45号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第46号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第47号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第47号 財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書の7ページをご覧ください。

1、財産の名称及び数量は、パソコン端末、53台であります。

取得の対象となりました更新するパソコン端末は、職員が日常的に使用している事務用のパソコンであります。導入から6年が経過しており、故障や操作性の低下を解消する目的から、更新しようとするものであります。

2、取得の方法は、指名競争入札であります。

本年5月20日にアートシステム株式会社帯広支店、株式会社曾我、株式会社ズコーシャ、十勝事務機販売株式会社の4者により指名競争入札を執行し、アートシステム株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社を納入先としたところであります。

3、取得金額は、1,199万円であります。

今回の財産の取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行いますことから、財産の取得に係る事務全般は、町が同組合から委任を受けて行うこととされており、町は、機種を選定、契約の相手方、取得金額を決定し、それを基に同組合と契約の相手方が売買契約の締結をし、町への物品の納入、同組合から納入業者への購入代金の支払いが行われ、その後に町が元利償還金を同組合へ支払うものであります。

償還期間は、来年3月から令和7年3月までであります。

借入利率は0.1%で、利子総額31万4,345円であります。

4、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫氏であります。

5、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店帯広営業部長、澤見正興氏であります。

取得する財産の納期限は、令和2年10月31日までを予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） パソコンの購入ということで、いつもこの種の提案がなされてきましたときに、その価格が適正であるかどうかということをお気にしておりました。今回は、総台数53台ということになりますから、1台当たりで計算しますと、22万円を超えるものかと思うのですが、この契約に至るまで、もちろん入札といいますか、契約に至るまでの適切な価格、少しでも経費が多くかからないような、そういったものを導入していくのだらうと思います。それで、こういった経過をたどっていったのか、契約に結びついたのかということが1つと、それから前回の説明のときですと、25年に購入したものが更新ということになりますから、6、7年の耐用年数かと思いますが、今回も同じでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） まず1点目の契約に至るまでの手続等なのですが、これまでもこういったパソコンの購入に当たりましては、経費の部分、費用の部分についてご質問等もいただいているところであります。今回につきましても、25年度、購入月で申し上げますと、26年の2月に購入した事務用パソコンの更新になります。経費につきましては、それぞれもう6年経過しているものになりますので、その容量ですとか、それから処理のスピード、あるいはOS、オフィスですね、そういった一定程度の性能、スペックを持つパソコンを購入したいということで、その導入する機種等につきましても、内部で議論をした中で、一定程度の仕様を作ったところであります。1台当たりですと、税込みで約22万6,000円ということなのですが、実際に大まかな額で申し上げますと、本体価格で申し上げますと約15万円程度、それからいわゆるオフィスのライセンスがこれがやっぱり約5万円程度、あとは搬入あるいは設定作業に係る経費約2万円程度と、大まかな概要というか、価格でいうと、そのような内容になっておりますので、決して本体価格含めて、購入価格としてはすごく高いかというものではないというふうに捉えております。

それから、耐用年数につきましては、一般的には5年程度ということと言われておりますけれども、本町ではこのような形で6年経過したものについて、順次更新のほうを図っているところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 理解ができました。それで、庁舎内のパソコンというのは総台数どのぐらいになるのか伺いたいのなのですが、53台の更新というのは、少なくない台数だと思うのです。一気に予算がかかっていくことというふうにもなりますので、順次更新については計画的に行われていると思うのです。それで、全体に台数、何台使用されていて、5年を経過したものというのは、どのぐらいあるのか、今後また近いうちにこういった予算が必要となってくるのか、伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） まず、パソコンの総数なのですが、学校その他、学校・消防等を除きましたパソコンで申し上げますと、総数で本年4月末現在で594台であります。そして、5年経過、いわゆる毎年度計画的に更新のほうは行っておりまして、5年経過のものになりますと66台、これがいわゆる来年度また更新の対象と考えている台数でございます。今後につきましても、毎年度、どうしても購入年度によって台数の大小があるものですから、なかなか平準化という形で、台数には毎年違いは出てくるのですが、毎年、今後いわゆる毎年度必ず更新をしていくような形で計画を立てております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第47号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第48号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第48号、財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本議案も議案第47号と同様に、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書の8ページ、議案説明資料の6ページをお開きください。

はじめに、議案書の8ページをご覧ください。

1、財産の名称及び数量は、財務会計システム、一式であります。

予算・決算の管理等を行う財務会計システムと関連する電算システムであります。

その詳細について説明いたしますので、議案説明資料の6ページをご覧ください。

今回、更新するシステムは、予算・決算の管理と支出伝票等の作成を行う財務会計システム、起債の管理を行う起債管理システム、職員等の源泉徴収票の管理を行う源泉徴収管理システムと支出伝票の電子決裁を行う電子決裁システムであります。

現在のシステムは、導入から6年が経過し、保守の継続が困難な状況にありますことから、これらの4つのシステムを更新するとともに、新たに貸借対照表等の財務諸表の作成・管理と連動させるため「公会計システム」を追加するものであります。

加えて、これらのソフトウェアの更新に合わせて、財務会計システムなどと電子決裁システムのサーバー機器等を更新するものであります。

議案書の8ページにお戻りください。

2、取得の方法は、随意契約であります。

現行の財務会計システムの後継システムを稼動することにより、システムを正常に稼動させるためのデータの移行や設定が確実に履行され、新システムの追加と移行等の経費の抑制を図るという観点に立ち、競争入札に付することが不利と認められることから、現行システムを納入し、保守管理を委託しているアートシステム株式会社帯広支店を相手方とする随意契約によることとしたものであります。

3、取得金額は3,344万円であります。

今回の財産の取得は、議案第47号と同様に、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行うものであります。

償還期間は、来年3月から令和7年3月までであります。

借入利率は0.1%で、利子総額107万3,057円であります。

4、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫氏であります。

5、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店帯広営業部長、澤見正興氏であります。

取得する財産の納期限は、令和3年3月31日とし、令和3年4月から更新したシステムの稼働開始を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 48 号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 49 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 49 号、財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本議案も議案第 47 号、第 48 号と同様に、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が 1,000 万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書の 9 ページ、議案説明資料の 7 ページをお開きください。

はじめに、議案書の 9 ページをご覧ください。

1、財産の名称及び数量は、メールサーバー一式であります。

現在、地方公共団体は、総務省の支援の下、庁内の組織的ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化や情報の高度利用を図ることを目的に、高度なセキュリティを維持した行政専用の閉じたネットワークであります総合行政ネットワーク、LGWAN を運用しており、今回、これらの関連機器を更新するものであります。

その詳細について説明いたしますので、議案説明資料の 7 ページをご覧ください。

表には、更新機器を記載しております。

メールサーバーは、LGWAN メール送受信とメールデータの保存をするための機器であります。

ドメインコントローラーサーバーは、役場内のパソコン端末の利用者アカウントと端末ごとの権限を一括管理する機器であります。

メールセキュリティサーバーは、メールによる外部からの攻撃を守り、情報漏えいを未然に防ぐための機器であります。

現行のメールサーバーは導入から 6 年が経過し、ハードウェアの保守の継続が困難な状況にありますことから、更新するものであります。

議案書の 9 ページにお戻りください。

2、取得の方法は、随意契約であります。

更新後のメールサーバーを正常に稼働させるためのデータの移行や各種システムの設定が履行され、移行経費の抑制を図るという観点に立ち、競争入札に付することが不利と認められることから、現行のメールサーバーを納入し、保守管理を委託しているアートシステム株式会社帯広支店を相手方とする随意契約によることとしたものであります。

3、取得金額は 1,155 万円であります。

今回の財産の取得は、議案第 47 号、第 48 号と同様に、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行うものであります。

償還期間は、来年 3 月から令和 7 年 3 月までであります。

借入利率は 0.1%で、利子総額 28 万 4,768 円であります。

4、取得の相手方は、札幌市中央区北 4 条西 6 丁目北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫氏であります。

5、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西 20 条南 6 丁目 3 番 20、アートシステム株式会社帯広支店帯広営業部長、澤見正興氏であります。

取得する財産の納期限は、令和 2 年 12 月 27 日とし、令和 3 年 1 月から更新したシステムの稼働開始を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第49号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付託されました事件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和2年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

11：02 閉会